

中山間総合整備推進事業（継続）

【 15（17）百万円】

対策のポイント

中山間地域総合整備事業等の効果的・効率的な整備・事業効果発現を図るため、中山間地域の実情に即した整備手法等についての情報を収集・分析・評価するとともに、円滑が事業執行に係る技術指導や普及啓発等を実施します。

- ・ 中山間地域は、耕地面積、農業産出額などでわが国の約4割を占め、わが国農業において重要な役割を担っていると共に、国土保全や水源かん養等の多様な役割を果たしています。
- ・ しかし、傾斜地が多いといった地形特性等から、農業生産条件が不利な状況にあり、過疎・高齢化等による活力の低下が懸念されています。
- ・ このため、中山間地域総合整備事業等の効果的・効率的な事業実施・効果発現を図ることが必要です。

政策目標

中山間地域総合整備事業等の効果的・効率的な事業実施・効果発現による中山間地域の農業・農村の活性化

< 内容 >

1．技術指導費

中山間地域総合整備事業の実施に係る各種技術情報の収集・分析・評価及び技術指導資料の作成等の技術指導に関する業務

2．技術向上対策費

中山間地域における近年の新たな課題に対応した特徴的・先進的な整備手法・事業実施事例に係る情報の収集・分析・評価及び中山間地域総合整備事業の実施に係る地方自治体等関係者への情報提供に関する業務。

3．啓発普及・調査研究事業費

中山間地域総合整備事業の実施・完了地区を通じた事例調査・分析・評価及び結果を踏まえた中山間地域総合整備事業等の円滑な実施に係る普及啓発に関する業務

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 公募により民間団体
- 2．補助率 定額
- 3．事業実施期間 平成3年度～

[担当課：農村振興局整備部地域整備課（03 - 3501 - 8359（直））]